



公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
日健栄協メールマガジン 1/27 (金) 配信
(2023年1月第3号)

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

昨年末に消費者庁から関係各団体に機能性表示食品のガイドライン改正案が示されました。制度が9年目を迎えようとしていますが、10回目の改正です。既に6,000件以上も公表されていますが、更に進化を遂げようとしています。

その主な内容は、研究レビューにおいて、PRISMA2009から2020への移行に伴う届出様式の変更です。これにより、データの統合について詳しい説明が必要になります。既存の届出に対しては任意となりそうですが、新規の届出に関しては、これからパブコム・猶予期間を経て、対応していかなければなりません。当協会では、PRISMA2020への対応として、実践セミナーも予定しております。

また、当協会における届出資料の事前点検事業も活況を呈しており、12月には当協会の事前点検を経た届出が、これまでで最短の15日で公表されました。早く上市したい、或いは、消費者庁の差し戻しを極力減らしたいと思われる事業者にはお勧めです。

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 機能性食品部

機能性食品部の届出支援 <https://www.jhnfa.org/kinou.html>

本日の内容

1. 【健康食品部】 <再掲募集> GMP 導入勉強会の開催のお知らせ
2. 【特定保健用食品部】 特定保健用食品講習会の開催について
3. 【特定保健用食品部】 <募集> 「特定保健用食品〔トクホ〕ごあんない 2023年版」の商品掲載について
4. 【厚生労働省】 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令について / 密封包装食品製造業の許可の対象から除外される食品の追加要請手続きについて

1. 【健康食品部】 <再掲募集> GMP 導入勉強会の開催のお知らせ

これから健康食品 GMP を導入することを検討されている方に向けて勉強会を開催いたします。

詳細については「GMP 導入勉強会」開催のご案内をご覧ください。

■日時：第4回 2023年2月14日(火)13:30~16:20
(第1回から第3回は終了しました。)

■参加費：会員 10,000円 一般 30,000円(税込)

1回の募集定員は10名です。少人数制で各社の実態に沿った解説をいたします。

オンラインでもご参加いただけます。

参加ご希望の方は次のウェブサイトをご確認いただき、以下の問合せ先にお申込みください。

【「GMP 導入勉強会」開催のご案内】

<https://www.jhnfa.org/news-0292.html>

■問合せ先 健康食品部 kenshoku@jhnfa.org

2. 【特定保健用食品部】 特定保健用食品講習会の開催について

3月17日(金) 午後「特定保健用食品講習会」を開催します。

特定保健用食品に関連する最近の動向やトクホ開発に関連する内容です。詳細が決まり次第、メールマガジンおよびホームページにてご案内します。

■問合せ先 特定保健用食品部 tokuho@jhnfa.org

3. 【特定保健用食品部】 <募集>「特定保健用食品〔トクホ〕ごあんない 2023年版」の商品掲載について

当協会では、消費者がトクホの理解を得るための冊子「〔トクホ〕ごあんない（以下トクホごあんない）」を制作し情報提供を行っております。

このトクホごあんないは保健の用途ごとの解説と製品紹介など専門家が消費者に説明する際の参考情報としてもご活用いただいております。都道府県や保健所、栄養士養成機関、薬剤師の方々に好評です。

この度2023年版に掲載する製品を募集しますので、トクホ製品を取り扱っている会員の方はご検討ください。多くの製品が掲載されることで消費者の商品の選択にお役立ていただけるものと考えておりますのでご理解・ご協力をお願いします。

対象は2023年4月から2024年5月に販売される商品です。掲載申し込みは2023年春を予定しております。詳細につきましては、特定保健用食品をお持ちの事業者様にご連絡します。

参考：「トクホごあんない」2022年版（電子ブック）

<https://www.jhnfa.org/tokuho-0.html>

■問合せ先 特定保健用食品部 tokuho@jhnfa.org

4.【厚生労働省】食品衛生法施行規則の一部を改正する省令について / 密封包装食品製造業の許可の対象から除外される食品の追加要請手続きについて

厚生労働省より以下の通知がありましたので、お知らせいたします。

【厚生労働省】

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001040939.pdf>

密封包装食品製造業の許可対象から除外される食品の追加要請手続きについて

(食品衛生法施行規則第 66 条の 10 関係)

<https://www.jhnfa.org/mailmaga/230119.pdf>

詳しくはこちら

[厚生労働省ウェブサイト-密封包装食品製造業について](#)

■ 問合せ先 厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課 食品安全係
電話代表 03-5253-1111 (内線 4251、2477)

配信元 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 <https://www.jhnfa.org>

渉外広報室 e-mail : shogaikouho@jhnfa.org

* 配信先の変更などについては、総務部へお問い合わせください。

総務部 e-mail : kaiin@jhnfa.org